



島根県報

平成16年 3 月 9 日 (火)

第 1 553 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
解除予定保安林	(森林整備課)	3
森林法第189条の規定による告示及び揭示	(")	3
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課)	3
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	4
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	4
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	(")	7
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧	(環境生活総務課)	8
基本測量の終了	(用地対策課)	9
公共測量の終了	(")	9

告 示

島根県告示第235号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
恭栄開発株式会社	痴呆対応型共同生活介護	グループホームふくろうの森	邑智郡川本町大字川下1319番地15	平成16年 3 月 1 日
有限会社 幸久の家	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 陽だまりの森	大田市久利町691	平成16年 3 月 1 日

島根県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 古沢整形外科医院	訪問看護・介護ステーション すずらん	松江市上乃木七丁目 5 番16号	平成16年 3 月 1 日

島根県告示第237号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 おおぞら	居宅介護	おおぞら介護センター	松江市古志原七丁目 4 - 14	平成16年 2 月27日
社会福祉法人 西ノ島町社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 西ノ島町社会福祉協議会	隠岐郡西ノ島町大字美田 430 - 10	平成16年 2 月27日

島根県告示第238号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 おおぞら	居宅介護	おおぞら介護センター	松江市古志原七丁目 4 - 14	平成16年 2 月27日

島根県告示第239号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 おおぞら	居宅介護	おおぞら介護センター	松江市古志原七丁目 4 - 14	平成16年 2 月27日
社会福祉法人 しらゆり会	地域生活援助	あっぱれ	松江市大庭町885 - 2	平成16年 2 月27日
社会福祉法人 さくらの家	地域生活援助	すみれ	松江市浜乃木一丁目25 - 38	平成16年 2 月27日
社会福祉法人 博愛	地域生活援助	ゆうゆう	隠岐郡西郷町大字西町字八尾一の48 - 22	平成16年 2 月27日

島根県告示第240号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除予定保安林の所在場所
飯石郡頓原町大字獅子502 - 2、506 - 3
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第241号

平成16年島根県報第1,548号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を伯太町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
郡名	町名	大字	地番	保安林の所有者	住所
能義	伯太	下十年畑	687 - 1	板金 益登	兵庫県伊丹市千僧 3 丁目57

- 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第242号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭

和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

五箇加入区(おき西郷漁業協同組合)

島根県告示第243号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年1・5%以内	を	年1・4%以内	に改める。
	年1・6%以内		年1・5%以内	
	年1・5%以内		年1・4%以内	
	年1・5%以内		年1・4%以内	
	年1・5%以内		年1・4%以内	
	年1・5%以内		年1・4%以内	
	年1・5%以内		年1・4%以内	
	年1・5%以内		年1・4%以内	

附 則

- 1 この告示は、平成16年 3 月 9 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年 2 月19日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第244号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第269号)の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「1・5パーセント」を「1・4パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年 3 月 9 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年 2 月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第245号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

鹿島町

2 事業の種類

鹿島町グラウンドゴルフ場整備事業及び農道付替工事

3 起業地

イ 収用の部分

島根県八束郡鹿島町大字北講武字堀部地内

ロ 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

鹿島町グラウンドゴルフ場整備事業及び農道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、グラウンドゴルフ場整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第 3 条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農道の機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）は、法第 3 条第 5 号に掲げる「地方公共団体が設置する農業用道路」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鹿島町は、交付金（国庫金）、一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、鹿島町内に町民が自由に利用できるグラウンドゴルフ場施設がなく他市町村のコースや空き地等を利用している現状を解消し、さらに、全国大会の開催が可能な施設を整備することにより、各種大会や様々な交流活動を通して活力とにぎわいのあるまちづくりに寄与することとなるものと判断できることから、本件事業を施行することにより得られる利益は相当程度存するものと考えられる。

一方、希少な動植物の存在は確認されていないこと、及び、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、鹿島町中期計画（平成13年度から平成17年度）において、生涯スポーツ推進事業の一環として位置付けられているものであること、及び、町内に同種の施設がなく施設整備が望まれていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本体事業及び関連工事の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

鹿島町役場

島根県告示第246号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する支庁の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長				
一般国道	485号	隠岐郡西郷町大字平字平ノ前624番地先から同字617番地先まで	前	メートル 12.00～ 13.30	メートル 155.00	隠岐支庁	道路改良工事		
			後	12.00～ 18.80	155.00		拡幅		
		隠岐郡西郷町大字原田字二本松219番1地先から同字184番1地先まで	前	13.50～ 20.00	140.00		"		
			後	18.50～ 25.00	140.00		"		
		隠岐郡西郷町大字伊後字新道1213番4地先から同大字字上居福1214番6地先まで	前	7.50～ 12.00	111.50		"		
			後	7.50～ 20.00	111.50		"		
		県 道	西郷都万五箇線	隠岐郡都万村大字蛸木字中田966番地先から同大字字西濱田981番地先まで	前		6.30～ 10.00	85.00	"
					後		11.30～ 18.20	85.00	"
隠岐郡都万村大字油井字妙木317番1地先から同字316番4地先まで	前			12.00～ 62.30	58.50	"			
	後			28.50～ 73.50	58.50	"			
隠岐郡五箇村大字南方字世能659番1地先から同字660番1地先まで	前			11.50～ 22.00	69.50	"			
	後			11.50～ 31.00	69.50	"			
隠岐郡西郷町大字東郷字吉津41番4地先から同大字字川尻18番1地先まで	前			7.50～ 61.50	350.00	"			
	後			13.00～ 72.50	350.00	"			

"	西郷布施線	隠岐郡西郷町大字大久字摺畠 2 番14地先から同字 8 番 1 地先まで	前	6.00 ~ 23.00	71.00	"		
			後	6.00 ~ 44.00	71.00	"		
		隠岐郡西郷町大字大久字細畑 1 番32地先から同字 1 番 7 地先まで	前	14.00 ~ 35.00	33.50	"		
			後	14.00 ~ 94.00	33.50	"		
		隠岐郡西郷町大字大久字東ノ西向 1 番 7 地先から同字 1 番内 5 地先まで	前	71.00 ~ 86.00	47.50	"		
			後	71.00 ~ 90.00	47.50	"		
		隠岐郡西郷町大字大久字スギザイ 1 番 9 地先から同字 1 番 7 地先まで	前	5.80 ~ 27.00	92.00	"		
			後	9.00 ~ 35.00	92.00	"		
		"	中村津戸港線	隠岐郡西郷町大字中村字上荷場谷850番 1 地先から同字851番 1 地先まで	前	12.50 ~ 17.00	50.00	"
					後	12.50 ~ 21.00	50.00	"
"	池田中町線	隠岐郡西郷町大字栄町1373番地先から同大字371番地先まで	前	6.50 ~ 8.00	189.50	"		
			後	9.30 ~ 35.50	189.50	"		

島根県告示第247号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する支庁の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡西郷町大字原田字梅楽12番 2 地先から同字2832番 1 地先まで	メートル 366.00	平成16年 3月9日	隠岐支庁	
"	"	隠岐郡西郷町大字下西字荒尾532番地先から同町大字港町字塩口84番地先まで	540.00	"	"	
"	"	隠岐郡西郷町大字平字平ノ前624番地先から同字617番地先まで	155.00	"	"	

"	"	隠岐郡西郷町大字原田字二本松219番 1地先から同字184番1地先まで	140.00	"	"	
"	"	隠岐郡西郷町大字下西字ハサコ402番 3地先から同大字字椿362番5地先まで	78.00	"	"	
"	"	隠岐郡西郷町大字伊後字新道1213番4 地先から同大字字上居福1214番6地先 まで	111.50	"	"	
県 道	西郷都万五 箇線	隠岐郡都万村大字津戸字マキ1328番1 地先から同大字字カブラ浦1327番2地 先まで	164.00	"	"	
"	"	隠岐郡都万村大字蛸木字中田966番地 先から同大字字西濱田981番地先まで	85.00	"	"	
"	"	隠岐郡都万村大字油井字妙木317番1 地先から同字316番4地先まで	58.50	"	"	
"	"	隠岐郡五箇村大字南方字世能659番1 地先から同字660番1地先まで	69.50	"	"	
"	西郷布施線	隠岐郡西郷町大字大久字摺畠2番14地 先から同字8番1地先まで	71.00	"	"	
"	"	隠岐郡西郷町大字大久字細畑1番32地 先から同大字字首津1番10地先まで	236.00	"	"	
"	"	隠岐郡西郷町大字大久字小坂23番1地 先から同大字字スギザイ1番7地先ま で	316.00	"	"	
"	中村津戸港 線	隠岐郡西郷町大字中村字上荷場谷850 番1地先から同字851番1地先まで	50.00	"	"	
"	池田中町線	隠岐郡西郷町大字栄町1373番地先から 同大字371番地先まで	189.50	"	"	

公

告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年2月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひろしまね

3 代表者の氏名

安藤周治

4 主たる事務所の所在地

邑智郡羽須美村大字下口羽978番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広島・島根両県の様々な住民活動を支援し、地域の人々が幸せで充実した暮らしができる社会環境づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定に基づき、次の基本測量は、平成15年12月12日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量（基準重力測量、一等重力測量）

2 作業期間

平成15年 5 月 8 日から平成15年12月12日まで

3 作業地域

松江市・大田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は、平成16年 1 月31日に終了した旨国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 作業種類

公共測量（1 級基準点測量）

(2) 作業期間

平成15年 4 月25日から平成16年 1 月31日まで

(3) 作業地域

安来市吉佐町～八東郡玉湯町地内（一般国道 9 号敷地内）

2(1) 作業種類

公共測量（1 級基準点測量）

(2) 作業期間

平成15年 5 月 6 日から平成16年 1 月31日まで

(3) 作業地域

八東郡玉湯町～出雲市芦渡町地内（一般国道 9 敷地内）

3(1) 作業種類

公共測量（1 級基準点測量）

(2) 作業期間

平成15年 4 月25日から平成16年 1 月31日まで

(3) 作業地域
出雲市芦渡町～大田市長久町地内(一般国道9号敷地内)

4(1) 作業種類
公共測量(1級基準点測量)

(2) 作業期間
平成15年4月25日から平成16年1月31日まで

(3) 作業地域
大田市長久町～邇摩郡温泉津町福波地内(一般国道9号敷地内)

5(1) 作業種類
公共測量(1級基準点測量)

(2) 作業期間
平成15年4月25日から平成16年1月31日まで

(3) 作業地域
飯石郡赤来町上赤名～飯石郡掛合町地内(一般国道54号敷地内)

6(1) 作業種類
公共測量(1級基準点測量)

(2) 作業期間
平成15年4月25日から平成16年1月31日まで

(3) 作業地域
飯石郡掛合町～八束郡宍道町地内(一般国道54号敷地内)